

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ (県例規集登載)		目次		岡山県公報	
		担当課(室)	発行 岡山県		
					
税務課		目次			
		担当課(室)			

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の部10の項中12を削り、11を12とし、2から10までを一ずつ繰り下げ、同項1中「地方自治(以下この項において「市」という。)」を「市」に改め、同1を同項2とし、同2の前に次のように加える。

別表第三税務課の部10の項に次のように加える。

[illegible]

13 知事が処理する犯則事件の指定（岡山県税条例施行規則（昭和29年岡山県規則第63号）第2条）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

[illegible]